

名古屋市マスコットキャラクター「はち丸」着ぐるみ貸出規程

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市マスコットキャラクター「はち丸」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出しする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

（使用の申し込み）

第2条 着ぐるみを使用できるもの（以下「使用者」という。）は、『名古屋市マスコットキャラクター「はち丸」使用申込書』を、使用の1ヶ月前までに名古屋市（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用の6ヶ月前の最初の開庁日から、先着順に受け付けるものとする。

（使用承諾の通知）

第3条 管理者は、使用者に対し、使用の申し込みから概ね2週間以内に遅滞なく使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

（使用承諾基準）

第4条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) すでに名古屋市の事業または名古屋市の認めた関連事業で使用を予定しているとき
- (2) 名古屋市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れのあるとき
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- (5) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (6) 使用者が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合または同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき
- (7) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき

（使用料）

第5条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める『名古屋市マスコットキャラクター「はち丸」着ぐるみマニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 使用する権限を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。

- (4) 貸出期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外等の、濡れたり汚損のおそれのある環境では使用しないこと。
- (7) 足場の悪い状態での使用は避けること。
- (8) バッテリーや送風機の取り扱いに十分注意すること。
- (9) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への着ぐるみの貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負わない。

- 2 承諾を受けた使用者が、その後に使用を取りやめる場合は、速やかに管理者へその旨を連絡する。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみ及び備品等を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が着ぐるみ及び備品等を紛失した場合、管理者は使用者に対し、現物に相当するものをもって弁償させることができるものとする。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

(事務局)

第10条 この規程に係る事務は、名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課にて行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。